人材育成選考委員会運営規則

（目的）
第１条　この規則は、公益財団法人中辻創智社（以下「当財団」という。）において、人材育成事業の公募に対する選考にあたる人材育成選考委員会の運営規則を定めたものであり、公募の透明性を確保し、公明正大な選考を行うことを目的とする。

（構成）
第２条　人材育成選考委員会は、有識者及び学識経験者から構成される。
2　選考委員の人数は理事会において定めるものとする。
3　前項で定められた人数の範囲内で、理事会は、公正かつ適切な選考能力があると判断できる選考委員を選任する。
4　選考委員の任期は１年とし、再任可能とする。
5　選考委員の重任年数は３年を目安とし、最大５年とする。
6　人材育成選考委員長は、代表理事が指名する。

（選考委員）
第３条　選考委員は、選考対象分野に関連する資格や学位を有する者、または博士号あるいは専門職学位を有する有識者、または選考対象分野への造詣が深いことを証す実績を提示できる者、であることを要する。
2　選考委員を選任するにあたり、弁護士会や学術研究団体等の公的団体及びそれに準じる団体に推薦を求めることができる。

（選考にあたる公募事業）
第４条　人材育成選考委員会は、次の各号に掲げる公募の選考にあたる。
(1) 理系出身者への法科大学院奨学金
(2) 困難な状況にある子ども達への学習支援

（選考委員会の招集と定足数）
第５条　人材育成選考委員会は、予め定められた選考会に加え、必要に応じて随時、委員長が招集する。
2　人材育成選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

（選考委員会開催の形式）
第６条　人材育成選考委員会は、対面会議、対面及びウェブ併用会議、ウェブ会議、メール会議（書面会議）の形式で開催することができる。

2　対面会議・対面及びウェブ併用会議・ウェブ会議については、選考委員の了承のもとウェブ会議システムを活用し、選考過程を録音・録画する。
3　メール会議（書面会議）は専用のメーリングリストを設けて行い、電磁的記録を保存する。
4　第２項及び第３項の記録とは別に、議事録を作成する。
5　選考過程に重大な疑義が生じた場合、理事会の承認の上、議事録に加え、第２項及び第３項の記録を公開することができる。公開は、当財団の情報公開規程に従って行う。

（議決）
第７条　人材育成選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

（委員以外の出席）
第 8 条　委員長は、必要があると認める時は、委員会の同意を得て、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（費用の支払）
第９条　選考委員への費用の支払いは、謝金規程に従う。

（運営事務）
第 10 条　本委員会の運営事務は、事務局長があたる。

（改廃）
第 11 条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則
令和 3 年 11 月 23 日理事会決議

附 則
令和 4 年 10 月 10 日理事会決議

附 則
令和 4 年 12 月 5 日理事会決議